

令和3年度

第10回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和4年1月12日

湯沢市農業委員会

第10回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和4年1月12日(水)午後3時30分

場所 湯沢ロイヤルホテル

開会 午後3時32分

閉会 午後4時33分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	高橋 忠雄	12番	姉崎 与志弘
2番	伊藤 秀郎	13番	佐々木 昇
3番	瀬川 等	14番	藤谷 清志
4番	麻生 良子	15番	由利 幸悦
5番	佐藤 昇	16番	佐藤 栄子
6番	宮原 正明	17番	川崎 秀悦
7番	杳澤 弥	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
8番	高橋 郁夫	19番	高橋 伸太郎(会長)
11番	水戸 義昭		

2) 欠席した委員

9番 西村 一  
10番 加藤 エリ子

3) 遅刻した委員

なし

19名中17名出席  
(午後3時32分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 大野 重雄  
班 長 阿部 武彦  
主 事 佐々木 健琉

## 5) 会議の提出案件

### 1 会務報告

### 2 報 告

#### ・農地法に基づく届出等の報告

- (1) 賃貸借契約合意解約
- (2) 使用貸借契約合意解約
- (3) 農地改良届
- (4) 申請取下げ
- (5) 申請許可状況

### 3 議 案

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第43号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地  
利用集積計画の決定について

議案第44号 農業経営強化基盤促進法第18号の規定による湯沢市農用地  
利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議案第45号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による  
農用地利用配分計画の案の決定について

議案第46号 湯沢農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後 3 時32分 委員総数19名中ただいまの出席委員は17名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>欠席届を提出されている委員の方は、9番 西村 一 委員、10番 加藤 エリ子 委員です。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、3番 瀬川 等 委員、4番 麻生 良子 委員、の兩名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告 6 件、議案 5 件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(大野事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>大野事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>

議 長	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に報告第10号 第4回農地対策専門委員会の報告をお願いします。</p> <p>(17番 川崎 秀悦委員、挙手)</p>
議 長	<p>17番 川崎 秀悦委員。</p> <p>(第4回農地対策専門委員会報告、説明朗読)</p>
議 長	<p>報告第10号 第4回農地対策専門委員会の報告についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p> <p>(届出等報告、朗読説明)</p>
阿部班長	<p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書2ページから3ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は13件、面積82,113㎡であります。解約理由は、整理番号第67号、68号、69号、72号、73号、74号、75号、76号、78号は借人の都合による、整理番号第70号は第三者へ所有権移転するため、整理番号第71号、79号は耕作不便のため、整理番号第77号は契約内容を変更するためとなっております。</p>

	<p>2 使用貸借契約合意解約通知は 1 件、面積9,712㎡であります。解約事由は、借人の都合によるものであります。</p> <p>次に 3 農地改良届であります。場所は●、地目は●、面積は●㎡であります。届出の理由は盛土して隣接地と同じ高さにし、畑として活用するためであります。</p> <p>次に 4 申請取下げ（許可の取消し）申請は 1 件、申請区分は農用地利用集積計画（所有権移転）の取下げ、面積4,226㎡であります。取下げ理由は譲渡人の都合によるであります。</p> <p>議案書 4 ページをご覧ください。次に 5 申請許可状況であります。転用案件は 3 件で、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要がなかった 5 条所有権移転申請番号第25号は12月13日付けで許可し、5 条賃貸借権設定申請番号第 4 号、5 条所有権移転申請番号第24号は秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、12月23日付けで許可しております。報告は以上です。</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第42号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明していただきます。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第42号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第42号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和 4 年 1 月12日提出。</p> <p>議案書 6 ページをご覧ください。使用貸借権設定は 1 件、面積7,791㎡であります。これは前回総会で許可を決定した農地売買等支援事業によ</p>

<p>議 長</p>	<p>り秋田県農業公社が譲受人となった土地への使用収益権の設定のため あります。</p> <p>次に議案書7ページをご覧ください。賃貸借権設定は2件、面積 18,314㎡であります。申請事由は、申請番号第10号は農業廃止のため、 申請番号第11号は経営縮小のためであります。賃料については、総会資 料記載のとおりであります。</p> <p>次に議案書8ページをご覧ください。所有権移転は2件、面積1,014㎡ であります。申請事由は、申請番号第39号、40号とも相手方の要望によ るものであります。申請番号第39号は贈与となっており、申請番号第40 号の売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求 めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。議案第42号「農地法3条の規定による許可申請について」 を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第43号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢 市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事務 局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>阿部班長。</p>
<p>阿部班長</p>	<p>(議案第43号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用 地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第43号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用</p>

議 長	<p>土地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和4年1月12日提出。説明は以上です。</p> <p>ここで、議案書10ページから12ページの利用権設定整理番号第389号、390号、391号、392号、393号、394号、395号、396号は1番 高橋 忠雄 委員、議案書12ページの整理番号第387号は6番 宮原 正明 委員、議案書12ページの整理番号第388号は15番 由利 幸悦 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは利用権設定整理番号第389号、390号、391号、392号、393号、394号、395号、396号を審議しますので、1番 高橋 忠雄 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(1番 高橋 忠雄 委員、退席) (午後3時50分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第43号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第389号、390号、391号、392号、393号、394号、395号、396号について、朗読説明)</p> <p>議案書10ページから12ページをご覧ください。利用権設定整理番号第389号、390号、391号、392号、393号、394号、395号、396号は、賃貸借権の再設定で、面積は37,884㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>



議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。利用権設定整理番号第389号、390号、391号、392号、393号、394号、395号、396号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願い致します。</p>
議 長	<p>(1番 高橋 忠雄 委員、着席) (午後3時52分)</p> <p>次に、利用権設定整理番号第387号を審議しますので、6番 宮原 正明 委員の退席をお願い致します。</p>
議 長	<p>(6番 宮原 正明 委員、退席) (午後3時53分)</p> <p>事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第43号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第387号について、朗読説明)</p> <p>議案書12ページをご覧ください。利用権設定整理番号第387号は賃貸借権の新規設定で、面積は3,372㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。利用権設定整理番号第387号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願い致します。</p>
議 長	<p>(6番 宮原 正明 委員、着席) (午後3時54分)</p> <p>次に、利用権設定整理番号第388号を審議しますので、15番 由利 幸悦 委員の退席をお願い致します。</p>
議 長	<p>(15番 由利 幸悦 委員、退席) (午後3時54分)</p> <p>事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p> <p>(議案第43号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第388号について、朗読説明)</p>
阿部班長	<p>議案書12ページをご覧ください。利用権設定整理番号第388号は賃貸借権の新規設定で、面積は10,868㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>

	(質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員挙手。利用権設定整理番号第388号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願い致します。
	(15番 由利 幸悦 委員、着席) (午後 3 時55分)
議長	次に、議案第43号議事参与制限以外の利用権設定について事務局より説明をお願い致します。
	(阿部班長、挙手)
議長	阿部班長。
	(議案第43号議事参与制限以外の利用権設定について、朗読説明)
阿部班長	議案書12ページから19ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は賃貸借権が24件、面積は142,785㎡であります。新規の設定が9件、再設定が15件であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。使用貸借権は3件、面積は6,467㎡であります。すべて再設定であります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。
議長	暫時休憩します。 (午後 3 時58分)
議長	再開します。 (午後 4 時 2 分)
議長	質疑を行います。何かご質問ありませんか。

議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第43号議事参与制限以外の利用権設定について、計画のとおり決定することといたします。</p> <p>続きまして、所有権移転を審議します。議案書20ページの所有権移転整理番号第17号は15番 由利 幸悦 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは所有権移転整理番号第17号を審議しますので、15番 由利 幸悦 委員の退席をお願い致します。</p>
議 長	<p>(15番 由利 幸悦 委員、退席) (午後4時3分)</p> <p>事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長  阿部班長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p> <p>(議案第43号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画所有権移転整理番号第17号について、朗読説明)</p> <p>議案書20ページをご覧ください。所有権移転整理番号第17号は、面積は8,994㎡であります。申請事由は経営拡張のためであります。農地中間管理事業の農地売買等支援事業による所有権移転であります。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま</p>

議 長	<p>す。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第43号の所有権移転整理番号第17号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(15番 由利 幸悦 委員、着席) (午後4時4分)</p>
議 長	<p>次に、議案第43号議事参与制限以外の所有権移転について事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第43号議事参与制限以外の所有権移転について、朗読説明)</p>
阿部班長	<p>議案書20ページをご覧ください。議事参与制限以外の所有権移転は、面積は884㎡であります。申請事由は経営拡張のためであります。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>

議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第43号議事参与制限以外の所有権移転について、計画のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、議案第44号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長</p>
阿部班長	<p>(議案第44号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」、朗読説明)</p> <p>議案第44号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和4年1月12日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書22ページの農地中間管理事業の集積計画整理番号（転貸人へ）第260号、261号、262号及び集積計画整理番号（転借人へ）第264号は18番 高橋 敬悦 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、集積計画整理番号（転貸人へ）第260号、261号、262号及び集積計画整理番号（転借人へ）第264号を審議しますので、18番 高橋 敬悦 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(18番 高橋 敬悦 委員、退席) (午後4時7分)</p>

議 長	事務局より説明をお願い致します。
	(阿部班長、挙手)
議 長	阿部班長。
阿部班長	<p>(農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)集積計画整理番号(転貸人へ)第260号、261号、262号及び集積計画整理番号(転借人へ)第264号について、朗読説明)</p> <p>議案書22ページをご覧ください。集積計画整理番号(転貸人へ)第260号、261号、262号は面積28,885㎡で、貸付理由は、第260号、262号は経営縮小のため、第261号は農業廃止のためであります。集積計画整理番号(転借人へ)第264号は経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	<p>全員挙手。集積計画整理番号(転貸人へ)第260号、261号、262号及び集積計画整理番号(転借人へ)第264号を承認することといたします。退席者の着席をお願い致します。</p>
	<p>(18番 高橋 敬悦 委員、着席) (午後4時8分)</p>

議 長	次に、議案第44号議事参与制限以外の利用集積計画について事務局より説明をお願い致します。
議 長	(阿部班長、挙手) 阿部班長。
阿部班長	(議案第44号議事参与制限以外の利用集積計画について、朗読説明) 議案書23ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用集積計画は、集積計画(転貸人へ)は2件、面積41,767㎡であります。貸付理由については、整理番号第138号、139号とも経営縮小のためとなっております。集積計画(転借人へ)は1件、経営拡張による借り受けであります。 賃料については総会資料記載のとおりであります。すべての利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。集積計画について、何かご質問ありませんか。  (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、集積計画について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。  (全員挙手)
議 長	全員挙手。議事参与制限以外の利用集積計画を計画のとおり決定することと致します。 次に、議案第45号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。  (議案第45号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定によ



阿部班長	<p>る農用地利用配分計画の案の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第45号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条及び湯沢市農業委員会に対する事務委任に関する規則第2条第1項第14号の規定による農用地利用配分計画の案について、決定を要す。令和4年1月12日提出。</p> <p>議案書25ページをご覧ください。農地中間管理事業（移転）の配分計画案は1件、面積は1,711㎡です。賃貸借権の移転であります。移転事由は、移転する者は経営縮小で、移転を受ける者は経営拡張です。配分計画案の内容について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を聴取するものです。県の配分公告は令和4年1月28日となっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。農用地利用配分計画の案を承認することと致します。</p> <p>次に、議案第46号「湯沢農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第46号「湯沢農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について」を朗読)</p>
阿部班長	<p>議案第46号「湯沢農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見につ</p>

いて」湯沢農業振興地域整備計画の変更（案）についての協議があり、市長に回答する必要があるので意見を求める。令和4年1月12日提出。

議案書27ページをご覧ください。湯沢農業振興地域整備計画の土地利用計画変更は5件です。

はじめに、No.1の案件について説明いたします。参考資料は3ページから12ページをご覧ください。除外目的は駐車場、所在は●、面積は●㎡であります。

次に各要件について説明いたします。参考資料3ページをご覧ください。第1号、除外地が必要であり規模が適当であると判断した理由については、申出者は、●集落内の●戸で構成される団体で、共同墓地の管理も行っておりますが、墓地に駐車場がないため、墓参りが集中するお盆などの時期は、幅の狭い市道に路上駐車せざるを得ない状況となっており、法事の際のバスの乗り入れ時も回転場所がなく苦慮しております。

用途や駐車台数の見込みを考えると必要最小限の面積であり、今後の利便性向上と周辺道路の安全走行を確保するためには必要であると認められることから、当該申出地の規模は適当であると判断しております。

農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断した理由については、近くの白地で必要な面積を確保できる場所がなく、当該地以外には適地を見つけることができなかつたため、やむを得ないものと判断しております。

農地転用に係る変更の場合、転用許可の根拠は農地法施行規則第33条第4号であります。

第2号、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、当該農地は集落端の農用地区域周辺部に位置するため、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれはないものと判断しております。

第3号、担い手等の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、計画農地は近年耕作しておらず、また、所有者は担い手農家ではないため、担い手等の農業経営者に影響を及ぼすことや農用地の利用集積の支障となることはないと判断しております。

第4号、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、未整理農地で特に管轄の土地改良区や水利組合は存

在しません。なお、水路機能等に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

第5号、土地改良事業等の工事完了後8年を経過しているかどうかについては、未整理農地であり、土地改良事業は実施しておりません。

次に、No.2の案件について説明いたします。参考資料は13ページから22ページをご覧ください。除外目的は駐車場、所在は●、面積は●㎡であります。

次に各要件について説明いたします。参考資料13ページをご覧ください。第1号、除外地が必要であり規模が適当であると判断した理由については、申出者は、オフィス・店舗等の建具製造および設計・施工を営んでおりますが、以前から業務車両と従業員の駐車場が窮屈な状態であり、会社に面した道路も幅が狭いため、頻繁に出入りするトラックの切り返しにも苦勞している状況であります。

用途や通路および雪寄せスペースを考えた必要最小限の面積であり、今後の利便性向上と敷地内での安全な走行を確保するためには必要であると認められることから、当該申出地の規模は適当であると判断しております。

農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると判断した理由については、近隣の白地を探したが、土地所有者との折り合いが付かなかったことなどから、当該地以外には適地を見つけることができなかつたため、やむを得ないものと判断しております。

農地転用に係る変更の場合、転用許可の根拠は農地法施行規則第33条第4号であります。

第2号、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、当該農地は住宅地に接した農用地区域周辺部に位置するため、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれはないものと判断しております。

第3号、担い手等の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、当該農地の耕作者は担い手農家ではないため、担い手等の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

第4号、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断し

た理由については、未整理農地で特に管轄の土地改良区や水利組合は存在しません。なお、水路機能等に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

第5号、土地改良事業等の工事完了後8年を経過しているかどうかについては、未整理農地であり、土地改良事業は実施しておりません。

次に、No.3の案件について説明いたします。参考資料は23ページから34ページをご覧ください。除外目的は自己住宅新築用地、所在は●、面積は●㎡であります。

次に各要件について説明いたします。参考資料23ページをご覧ください。第1号、除外地が必要であり規模が適当であると判断した理由については、申出者は山裾にある住宅で本人と子一人の二人で暮らしておりますが、子の結婚を機に住宅新築を計画しております。

現在の住宅は老朽化している上、交通が不便で積雪も多い場所にあるため、立地条件のよい集落中心部で農用地以外の土地を探したものの、所有者の承諾を得ることができず、やむを得ず事業計画者の友人が所有する農地の一部を選択したものであります。本人と子の夫婦が住み、今後孫が生まれる可能性も考慮すれば、家の敷地としては必要最小限の面積であり、適当な規模であると判断しております。

農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると判断した理由については、近隣の白地を探したが、土地所有者との折り合いが付かず当該地以外には適地を見つけることができなかつたため、やむを得ないものと判断しております。

なお、周辺には既に複数の住宅があり、近隣住民へ迷惑を掛ける恐れも極めて低いと判断しております。

農地転用に係る変更の場合、転用許可の根拠は農地法施行規則第33条第4号であります。

第2号、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、当該農地は住宅地に隣接しており、特別農地を分断するわけでもなく、農用地の集団化に支障はないものと判断しております。

第3号、担い手等の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、当該農地の耕作者は担い手農家ではないため、担い手等の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断し

ております。

第4号、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、未整理農地で特に管轄の土地改良区や水利組合は存在しません。なお、水路機能等に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

第5号、土地改良事業等の工事完了後8年を経過しているかどうかについては、未整理農地であり、土地改良事業は実施しておりません。

次に、No.4の案件について説明いたします。参考資料は35ページから44ページをご覧ください。除外目的は駐車場、所在は●、面積は●㎡であります。

次に各要件について説明いたします。参考資料35ページをご覧ください。第1号、除外地が必要であり規模が適当であると判断した理由については、申出者は、一般土木工事および運送業、碎石販売、産業廃棄物リサイクルを営んでおります。冬期間は除排雪業務も行っており、その際の季節雇用従業員の駐車場や除雪機械整備点検時の駐機場所が不足している状況であります。

用途や通路および駐車台数を考えた必要最小限の面積であり、今後の利便性向上と敷地内での安全な走行を確保するためには必要であると認められることから、当該申出地の規模は適当であると判断しております。

農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると判断した理由については、近くの白地で必要な面積を確保できる場所がなく、当該地以外には適地を見つけることができなかつたため、やむを得ないものと判断しております。

農地転用に係る変更の場合、転用許可の根拠は農地法施行規則第33条第4号であります。

第2号、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、当該農地は既存の車庫と倉庫の隣接地で、特別農地を分断するわけでもなく、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれはないものと判断しております。

第3号、担い手等の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、計画農地は近年耕作しておらず、また、所有者は事業計画法人の代表者個人であります。担い手農家ではないた

め、担い手等の農業経営者に影響を及ぼすことや農用地の利用集積の支障となることはない判断しております。

第4号、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、未整理農地で特に管轄の土地改良区や水利組合は存在しません。なお、水路機能等に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

第5号、土地改良事業等の工事完了後8年を経過しているかどうかについては、未整理農地であり、土地改良事業は実施しておりません。

次に、No.5の案件について説明いたします。参考資料は45ページから60ページをご覧ください。農業振興地域整備計画への編入であります。編入目的は、ほ場整備事業の対象農地とするため、所在は●、面積は●㎡であります。

上院内地区のほ場整備事業は、計画面積は約30haで、事業スケジュールは令和4年度に採択申請を行い、令和5年度に採択を受ける計画であります。令和4年の秋ごろに農地中間管理権の設定を行う予定であります。説明は以上です。

議長

議案第46号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議長

質問なしの声がありますので、議案第46号について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長


全員挙手。異議ないものと認め、議案第46号「湯沢農業振興地域整備計画変更(案)に対する意見について」は、異議ない旨の意見を付して市長に送付することといたします。

これをもって、本日の議案は全て終了いたしました。

(午後4時33分終了)

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和4年1月12日

議長 高橋 伸太郎 

署名委員 3番 瀬川 篤 

署名委員 4番 麻生 良子 